



にに関して損害を被つたものは、当該他方の締約国が當該敵対行為の発生又は国家緊急事態に関連して何らかの措置をとる場合には、第三國の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第七条 **〔権利又は請求権の移転等の承認〕** いずれか一方の締約国又は、自國民又は会社に対し、他方の締約国の領域内にある投資財産及び収益に関して引き受けた保証に基づき支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった投資財産及び収益に対する当該國民又は会社の権利又は請求権の当該一方の締約国への移転並びにこれに関連して生ずる当該國民又は会社の請求権又は訴訟権についての当該方の締約国による代位を承認する。権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国に對し支払われる資金の移転については、第五条2から5まで及び次条の規定を準用する。

第八条 **〔支払、送金等の自由の保証〕** いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国により、兩締約國の領域の間及び当該他方の締約國の領域との間に行われる

支払、送金及び投資財産の清算の額を含む金銭證券又は資金の移転の自由を保証される。

2 1の規定は、いすれか一方の締約国が、自國の關係法令に従い、為替制限を課することを妨げるものではない。

第九条 **〔協定の効力発生前に取得された財産等の取扱い〕** この協定は、いすれか一方の締約国が、自國の關係法令に従つて取得されたものについても適用する。

第一〇条 **〔協定と外交関係・領事關係の有無との関係〕** この協定は、兩締約國の國民及び会社の投資財産及び取引の範囲内に於ける領事關係又は領事關係の有無にかかわらず、適用する。

第一条 **〔投資紛争又は仲裁への付託〕** いすれか一方の締約國の國民又は会社による他方の締約國との間の紛争は、可能なる限り、紛争の当事者間の友好的な協議により解決される。第五条3にいう補償の仰顧に關するいすれか一方の締約國の國民又は会社と他方の締約國との他の當該他方の締約國の法令により補償の義務を負う者との間の紛争が、いすれか一方の当該

事者が紛争の解決のための協議の申入れを行つた日から六箇月以内に解決されない場合には、その紛争は、當該國民又は会社の要請に基づき、一千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された國家と他の國家の国民との間の投資紛争の解决に関する「ワシントン条約」というの参考として設けられる調停委員会又は仲裁委員会に付託される。その他の事項に関するいすれか一方の締約國の國民又は会社と他方の締約國との間の紛争は、兩当事者間の合意により、前記の調停委員会又は仲裁委員会に付託される。當該國民又は会社は、當該一方の締約國の領域内において行政的又は司法的解决を求めてい場合には、紛争を仲裁に付託する。当事者が他方の調停委員会は、いすれか一方の当事者が他方の締約國の領域内において与えられた待遇よりも不利でない待遇を受領した場合に於ける、當該当事者から2に規定する紛争の仲裁を要請する通知を受けた日から六十日の期間内に各当事者が任命する各一人の仲裁人と、このようにして選定された二人の仲裁人がその後の九十日の期間内に合意する仲裁委員長となるいすれの締約國の國民でもない第三の仲裁人の三人の仲裁人から成る。

4 各当事者の任命した仲裁人が3に規定するその後の九十日の期間内に第三の仲裁人に於いて合意しなかつた場合には、いすれか一方の当事者が、兩当事者があらかじめ合意する第3者に對し、兩締約國が共に外交關係を有する第三國の國民である第三の仲裁人を任命するよう要請する。

5 仲裁委員会は、仲裁委員会がワシントン条約を参考として定めた5の規定は、仲裁委員会が適用される。仲裁手続は、仲裁委員会が決定のため付託する仲裁委員会は、いすれか一方の締約國が他方の締約國から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約國が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員がその後の九十日の期間内に合意する仲裁委員長となるいすれの締約國の國民でもない第三の仲裁委員長となるいすれの仲裁委員から成る。

6 仲裁委員会の決定は、最終的なものとし、拘束力を有する。仲裁委員会の決定の執行は、執行が認められて居る領域の属する國で適用されている仲裁決定の執行に關する法令に従つて行はれる。仲裁委員会は、その決定の根拠を陳述し、かつ、いすれか一方の当事者の要求に応じその理由を明らかにしなければならない。

7 各当事者は、自己が任命した仲裁人による費用及び自己が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、兩当事者が折半して負担する。

8 仲裁委員会への付託が行われた場合には、當該事件につき國家間の請求を行ふことができない。

第二条 **〔実質的な利益を有する会社の待遇〕** いすれか一方の締約國の國民又は会社が實質的な利益を有する第三國の会社は、他方の締約國の領域内において、当該他方の締約國と當該第三國との間の國際協定で投資及び投資財産の保護に関するものが成る場合に於ける、その他の第三國の会社が實質的な利益を有する他の第三國の会社が當該他方の締約國の領域内において与えられる待遇よりも不利でない待遇を受ける場合を除き、次の待遇を與えられる。

(1) 第二条2、第三条1から4まで、第六条及び第九条に定める事項に關するいすれか一方の締約國の國民又は会社が實質的な利益を有する他の第三國の会社が當該他方の締約國の領域内において与えられる待遇よりも不利でない待遇を受ける場合を除き、次の待遇を受ける。

(2) 第三条、第五条1から4まで、第六条及び第九条に定める事項に關する、當該他方の締約國の國民又は会社が實質的な利益を有する第三國の会社が當該他方の締約國の領域内において与えられる待遇よりも不利でない待遇を受ける場合を除き、次の待遇を受ける。

第一三条 **〔協議、仲裁〕** 1 各締約國は、この協定の運用に影響及ぼす問題に關して他方の締約國の行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、また、當該申入れに關する協議のための適当な機會を与える。

2 この協定の適用は、適用に關する兩締約國間の紛争で外交交渉によつて満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に於ける、兩締約國は、國際司法裁判所長に対し、いすれの締約國が他方の締約國から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約國が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員がその後の九十日の期間内に合意する仲裁委員長となるいすれの締約國の國民でもない第三の仲裁委員ととの間の紛争が、いすれか一方の締約國の國民又は会社による他方の締約國との間の紛争は、可能なる限り、紛争の当事者間の友好的な協議により解決される。第五条3にいう補償の仰顧に關するいすれか一方の締約國の國民又は会社と他方の締約國との他の當該他方の締約國の法令により補償の義務を負う者との間の紛争が、いすれか一方の当該



**第一四条【合同委員会】**両締約国は、この協定の実施状況及び両

合意された議事録

署名  
一九八八年八月二七日(北京)  
(日本国一八九年五月二日外務省告示二一七号)

2 目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後においても、2に定めるところにより終了する時まで効力を存続する。

いざれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対し文

書による予告を与えることにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日前に取得された投資財産及び収益に関しては、前各条の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間効力を存続する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受け  
てこの協定に署名した。

一千九百八十八年八月二十七日に北京で、ひとしく正文である日本語及び英語による本文二通を作成した。解釈に相違がないことをうなづかせて貰つた。

ある場合には  
英語の本文による

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定以下「協定」という。に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す規定期を、協定を承認し、いかなる権利も許す。協定のいかなる義務も、署するものと解してはならない。

2 協定のいかなる規定も、工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の規定又は同条約の規定でその後

9 4 3  
協定第三条の規定は、いずれか一方の締約国が、関係法令に従い、公の秩序、上の安全又は国民経済の健全な発展のために必要な場合において他方の締約国の国民及び会社に差別的な待遇を与えることは、「不利な待遇」とみなしてはならない。

10 5  
協定第三条の規定は、いずれか一方の締約国が自國の領域内における外国人及び外国の活動に関して特別の手続を定める目的を妨げるものではない。ただし、当該手続は、同条2に定める権利を実質的に害するものであつてはならない。

11 6  
いずれか一方の締約国も、投資を行うこと及び投資に関する事業活動を行うことを目的として自國の領域に入国し及び滞在する希望を有する他方の締約国の国民の入国情況在及び居住に係る申請に対し、自國の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

12 7  
協定第三条の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、相互主義に基づき、又は二重課税の回避のため若しくは脱税の防止のための協定により租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

13 8  
協定第八条の規定は、いずれか一方の締約国が、為替制限による国際通貨基金協定の締約国として有するか又は有するところがある権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

14 9  
協定第十一条の規定は、いずれか一方の締約国の国民又は会社が他方の締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めることができる目的を妨げるものと解してはならない。

15 10  
協定第十二条の規定は、会社を支配し、又はこれを決定する能力のある影響力を有するとは許さず、有する程度の利益をも。すれか一方の締約国の国民又は会社が他の締約国に対する実質的な利益に当たるか当たらないかは、個々の場合においては改正された規定で、改訂の際に既存の規則を尊重する旨の規定によりますか一方の締約国が他方の締約国に対して負う義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受け  
てこの議定書に署名した。

4 協定第五条3にいう「遅滞なく」とは、価額、支払方法等の



定に合理的期間を要することを排除するものではない。  
千九百八十八年八月二十七日に北京で

